

令和3年度 第1回

茨木市国民健康保険運営協議会

《開催方法》

書面回付による開催

《内 容》

1 諮 問

保険料の算定に関する改正について（資料1）

2 報 告

令和3年度茨木市国民健康保険事業の状況について（資料2）

出産育児一時金に関する茨木市国民健康保険条例の一部改正について（資料3）

令和4年度国民健康保険料の試算について（資料4）

国民健康保険料の算定に関する改定について

国民健康保険法施行令の改正に伴い保険料算定に関する条例改正を行い、保険料の算定方法の変更を行います。

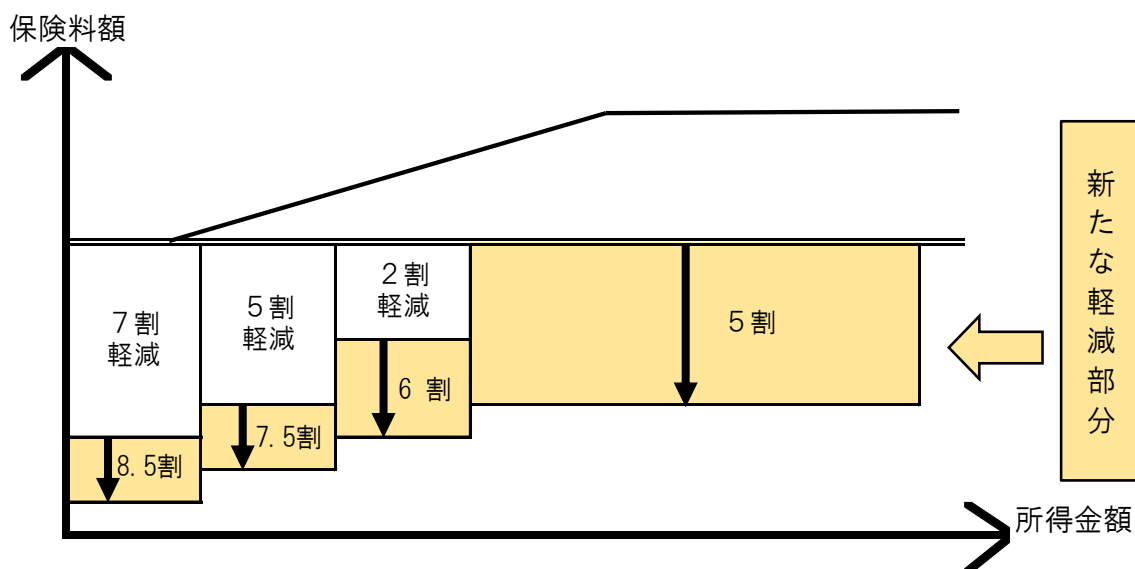
1. 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、国民健康保険法施行令が改正されることによる条例改正。

・未就学児の被保険者均等割額の減額措置

(概要)

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者をいいます。）に係る被保険者均等割額は、当該額から当該年度分の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（端数がある場合は、当該端数の切り上げを行った後の額）を控除して得た額となるよう改正します。

【軽減イメージ】



(施行期日)

令和4年4月1日

(該当条文)

茨木市国民健康保険条例第39条、附則

(市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

2. その他、国民健康保険法施行令の改正に伴う変更

・保険料賦課限度額の改正

(概要)

中間所得者層の保険料負担を軽減するため、令和4年度税制改正の大綱において、基礎賦課限度額に係る賦課限度額が令和4年4月1日施行予定の国民健康保険法施行令の改正令により引き上げられます。

【改正内容】

法令の基準に基づき、基礎賦課限度額を「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「19万円」から「20万円」に改めます。

なお、法令の規定を引用する条文となっているため、条例の改正は発生しません。

(施行期日)

令和4年4月1日

(該当条文)

茨木市国民健康保険条例第21条、第30条

(市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

令和3年度 茨木市国民健康保険事業の状況について

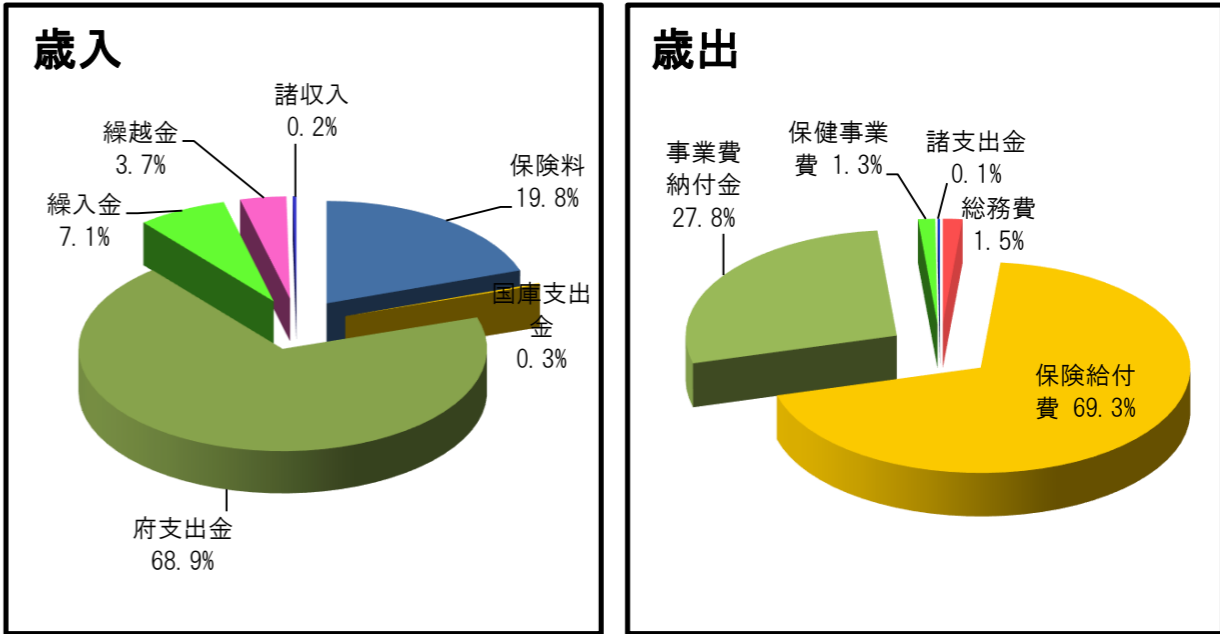
財政の状況

- 保険給付費**
被保険者の後期高齢者医療制度への移行が少しずつ拡大傾向にあることなどから、前年度比で▲1,233人（▲2.4%）減少する見込みです。また、令和2年度における新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動等の影響などにより、保険給付費は前年度比で約13億円（2.4%）の増額が見込まれます。
- 保険料収納状況**
新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した被保険者については、適切に保険料の減免を適用することにより、保険料収納率は前年を上回ることが見込まれます。（前年度比1.20%上昇）

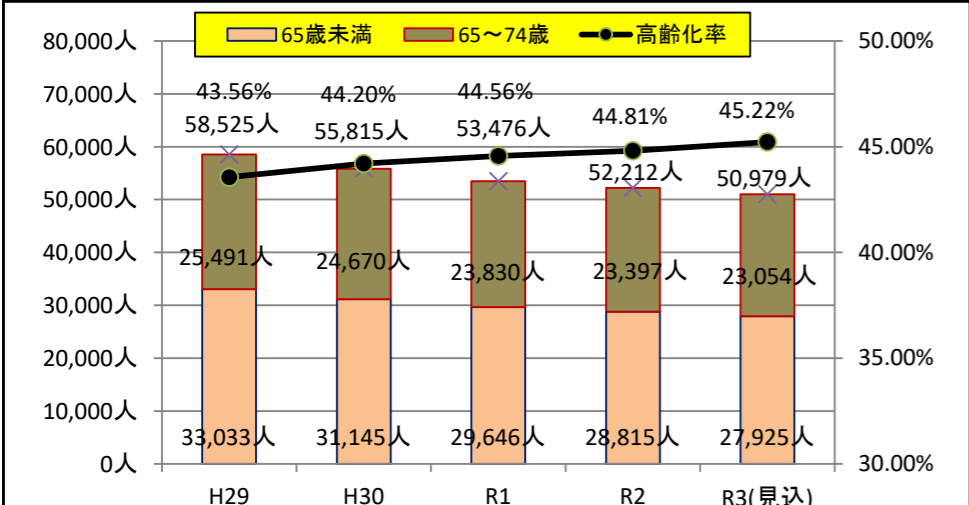
事業の実施状況

- キャッシュレス納付の導入**
スマートフォン等を通じて納付が可能な仕組みを導入
- 保険料減免の実施**
新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が減少した方等への保険料減免の実施
- 保険料納付コールセンター業務の拡充**
 - 市民サービスの向上を図るため、国民健康保険・国民年金加入脱退コールセンターを設置
 - 収納率向上を図るため、架電業務と財産調査補助業務等の事務関係業務の委託を整理
- 特定健診受診率向上対策の実施**
 - 対象者の特性に応じた勧奨通知を送付
 - 健康マイレージを活用したポイント付与
- 重症化予防対策の充実**
 - 医薬連携による糖尿病性腎症重症化予防事業の継続実施
 - 生活習慣病の治療を要する人を受療につなげる取組等

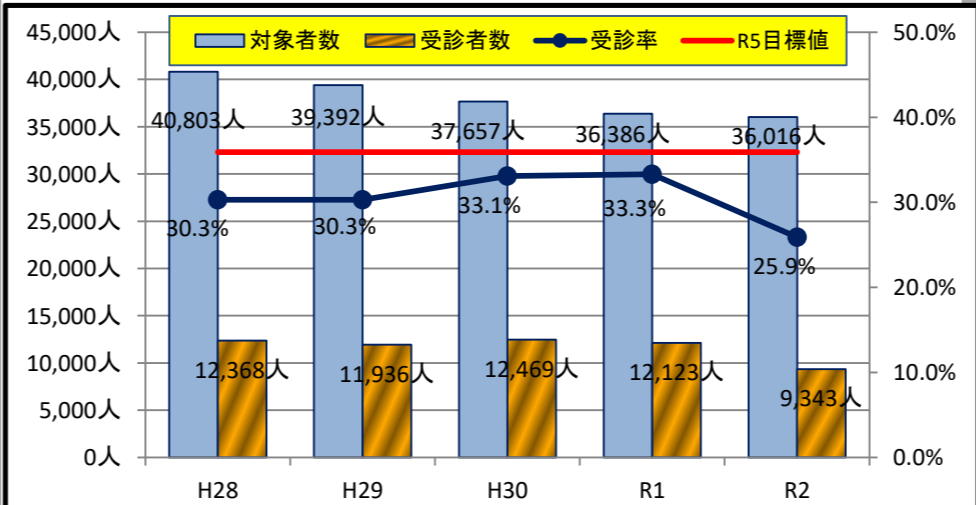
予算に占める割合



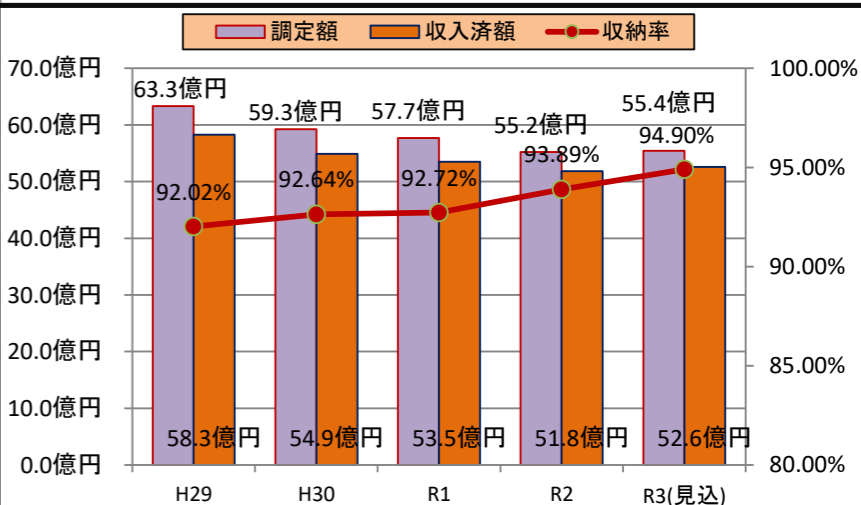
被保険者数推移・高齢化率(65～74歳被保険者割合)



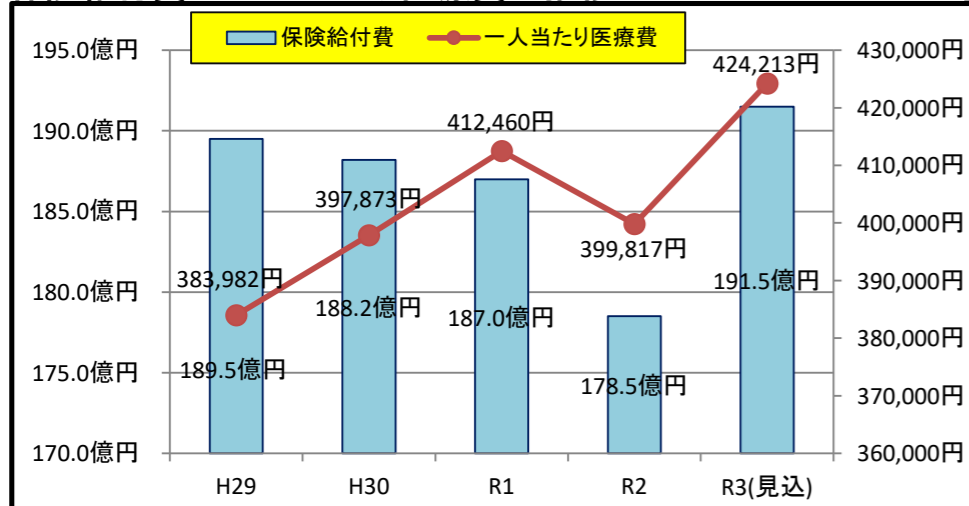
特定健診受診状況



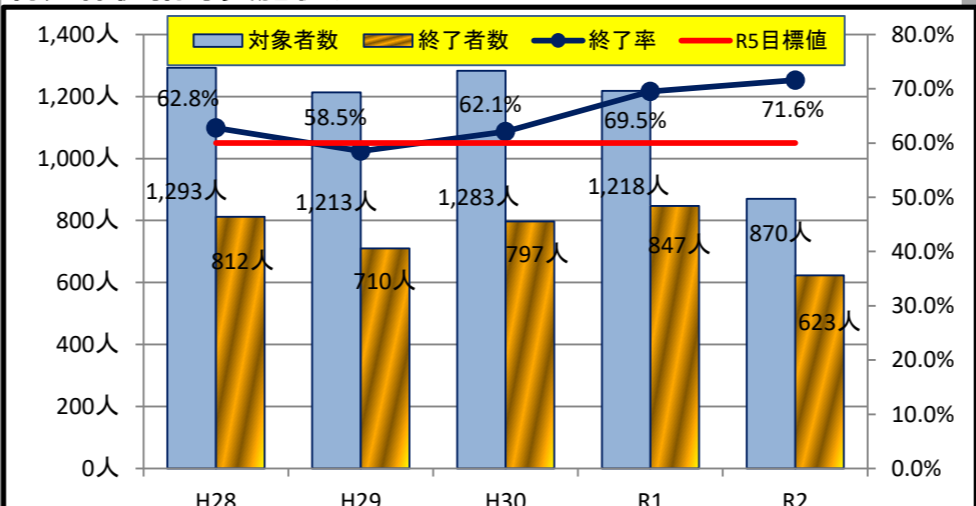
国民健康保険料収納状況（現年度分）



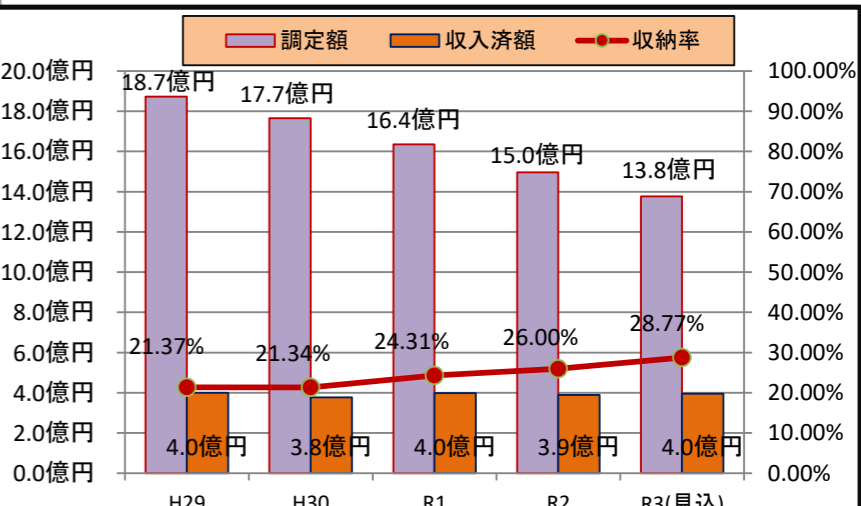
保険給付費・一人当たり医療費の推移



特定保健指導実施状況



国民健康保険料収納状況（滞納繰越分）



茨木市国民健康保険条例の一部改正 (出産育児一時金)について

● 出産育児一時金の概要

出産育児一時金は、国民健康保険条例に基づく保険給付として、国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩あたり原則42万円(本人の給付分40.4万円、産科医療補償制度の掛金1.6万円)が支給されている。

● 改正内容

産科医療補償制度の掛金の引き下げ(1.6万円から1.2万円)に伴い、本人の給付分の引き上げ(40.4万円から40.8万円)を行い、支給総額42万円を維持する。

- (1) 産科医療補償制度の掛け金として加算する額を「1.6万円」から「1.2万円」とする。
- (2) 被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の額を「40.4万円」から「40.8万円」とする。

● 改正理由

産科医療保障制度が見直され、当該制度の掛け金が1.6万円から1.2万円に引き下げられることとなりましたが、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について、42万円を維持するべきととされました。これを踏まえ、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金の本体額が引き上げとなったことから、国民健康保険法条例においても同様の改正を行うものです。

● 施行時期

令和4年1月1日

● 条例改正時期

令和3年12月議会にて議決済み

※産科医療補償制度とは

出産事故で新生児が重度脳性麻痺になった際に、総額3,000万円を支払い、子どもと家族の経済的負担を補償し、紛争の防止および早期解決を図るもの。民間保険(日本医療機能評価機構)を活用して実施され、医療機関が支払う掛け金は、出産育児一時金への加算により保険者(茨木市国保)が負担する。

令和4年度茨木市国民健康保険料の試算について

大阪府から割り当てられた令和4年度事業費納付金から、大阪府と市が実施する激変緩和措置を反映した一人当たり保険料の試算値です。

令和4年度保険料率につきましては、被保険者の令和3年所得に基づき6月に本算定を行い確定します。

●一人当たり保険料比較

(円)

	令和3年度 茨木市本算定 (a)	令和4年度 大阪府標準 保険料率 (b)	令和4年度 茨木市試算値 (c)	R4試算値から R4標準料率の 増加額 (b-c)	R3本算定から R4市試算の 増加額 (c-a)
医療分	90,486	105,254	96,052	9,202	5,566
支援金分	29,736	31,290	30,272	1,018	536
合計 (介護含まず)	120,222	136,544	126,324	10,220	6,102
介護納付金分	28,840	34,841	30,980	3,861	2,140
合計 (介護含む)	149,062	171,385	157,304	14,081	8,242